

○計画の位置付け

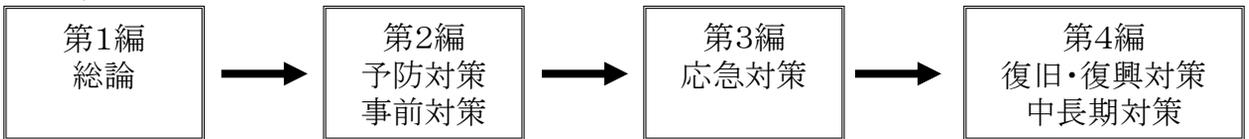
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の、防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

○計画の構成

風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編



※各編において、災害対策の順序に沿った記述



1. 能登半島地震を踏まえた主な修正項目

(1) 避難所の環境改善 (第3編 第6章避難活動 等)

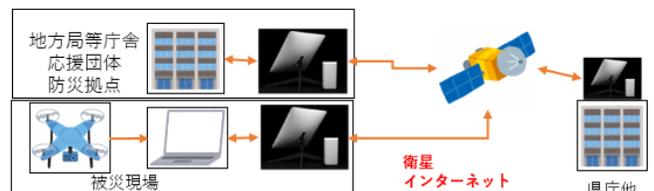
- 開設当初からパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める
- 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより**快適なトイレの設置**に配慮するように努め、必要な対策を講じる
- 栄養バランスのとれた**適温の食事**や**入浴、洗濯等に必要となる水の確保**、**福祉的な支援の実施**など、必要な措置を講じるよう努める



(南あわじ市HPより)

(2) 被災地の情報収集、進入方策 (第2編 第18章情報通信システムの整備等)

- 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、**衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用**に努める
- 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする



(3) 支援・受援体制の強化 (第2編 第16章広域的な応援体制の整備 等)

- **派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯**させるよう留意する



(能登半島地震 宿营地)

- 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など **宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化**に努める

(4) 物資調達・輸送 (第3編 第7章緊急輸送活動 等)

- **広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営**を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を **運送事業者等と連携**して確保するよう努める



(能登半島地震 物資拠点)

- 交通の途絶等により **地域が孤立した場合**でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、**無人航空機等の輸送手段の確保**に努める

2. 最近の施策の進展等を踏まえた主な修正項目

(1) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (第2編第9章避難対策等)

- あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、**在宅避難者等の支援方策を検討**するよう努める
- あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、**車中泊避難者の支援方策を検討**するよう努める

(2) 水害対策の強化 (第2編 第20章道路災害予防対策)

- アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める